

年税第3号

令和2年4月13日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小玉 弘之

(公印省略)

信用保証協会によるセーフティネット保証5号の対象業種
(一般病院・精神科病院・有床診療所・無床診療所等)の追加指定について

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月8日に、経済産業省において、令和2年度第一四半期分(令和2年4月10日から6月30日まで)のセーフティネット保証5号の対象業種追加指定について、別添の通り、ニュースリリースが行われました。

セーフティネット保証5号は、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度です。

今般の対象業種の指定においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を含む、業種別の業況を踏まえ、医療業につきましては、「一般病院」、「精神科病院」、「有床診療所」、「無床診療所」等について、対象業種に追加指定されることとなりました。

なお、「老人福祉・介護関係」、「社会福祉施設等関連」については、対象業種に指定されていることを、既に、令和2年4月2日付都道府県担当理事宛通知文「セーフティネット保証5号の対象業種(老人福祉・介護関係)の追加指定について」(介6)及び令和2年3月27日付都道府県担当理事宛通知文「セーフティネット保証5号の対象業種(社会福祉施設等関連)の指定について」(介210)でご案内しているところです。

上記経済産業省ニュースリリースは、以下のURLからご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003.html>

また、セーフティネット保証5号以外の、新型コロナウイルス感染症に関する金融支援措置につきましては、令和2年3月19日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の金融措置について(情報提供)」(年税76)をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(別添資料)

- 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます（セーフティネット保証5号の追加指定）（経済産業省、令和2年4月8日）
- 別紙1 セーフティネット保証5号の概要
- 別紙2 セーフティネット保証5号の指定業種の追加（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）
指定期間：令和2年4月10日～令和2年6月30日
※一部抜粋
- 別紙3 セーフティネット保証5号の指定業種（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）
指定期間：令和2年4月1日～令和2年6月30日
※追加指定前の指定業種リスト、一部抜粋
- お近くの信用保証協会一覧

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症関連（経済産業省）：経済産業省による支援策を掲載
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>
- ・新型コロナウイルス関連情報（独立行政法人福祉医療機構）：厚生労働省・福祉医療機構による支援策を掲載
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/covid19/covid19.html>



新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます（セーフティネット保証5号の追加指定）


2020年4月8日


▶中小企業・地域経済産業


経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定を行うことを決定しました。この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

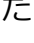
本件概要

セーフティネット保証5号について、新型コロナウイルス感染症により影響が生じている151業種を追加指定します。

※売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%を保証する制度です（別紙1  参照）。

【追加指定業種】 151業種
コンビニエンスストア、通訳業・通訳案内業、労働者派遣業など151業種。
詳細は別紙2  をご覧ください。

※現在の指定業種は別紙3 （セーフティネット保証5号の指定業種（令和2年4月1日～令和2年6月30日））をご覧ください。

4月10日に官報にて業種の追加指定を告示する予定ですが、本日から先行して各信用保証協会においてセーフティネット保証5号の事前相談を開始します。各信用保証協会の連絡先につきましては、[こちら](#)  をご覧ください。




なお、セーフティネット保証5号の利用には、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となります（お近くの市区町村にお問い合わせください）。

本件のお問い合わせについては、中小企業金融相談窓口あるいはお近くの地方経済産業局に御連絡


ください。

お問い合わせ先	電話番号
中小企業金融相談窓口	03-3501-1544
各地方経済産業局	
北海道経済産業局 中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局 中小企業金融課	048-600-0425
中部経済産業局 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局 中小企業金融室	092-482-5448
沖縄経済産業部 中小企業課	098-866-1755

関連資料

- 別紙1：セーフティネット保証5号の概要（PDF形式：353KB）
- 別紙2：セーフティネット保証5号の追加業種（令和2年4月10日～令和2年6月30日）（PDF形式：220KB）
- 別紙3：セーフティネット保証5号の指定業種（令和2年4月1日～令和2年6月30日）（PDF形式：568KB）

関連リンク

- [新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報](#)

担当

中小企業庁 中小企業金融相談窓口

電話：03-3501-1544

-  [ダウンロード（Adobeサイトへ）](#) 